

## 第6回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

日 時	平成22年7月1日(木) 午前9時30分～11時19分
場 所	船橋市役所9階第1会議室
出席委員	森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、田中委員、生田委員、鈴木委員、 上杉委員、柴田委員、石井委員、佐藤委員、黄木委員、大岩委員、
欠席委員	木野内委員、小関委員
市 職 員	須田健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、 伊藤保育課課長補佐、池田保育課保育班長、小原児童家庭課長、 高山児童育成課長、山田児童育成課長補佐、新宮児童育成課児童育成班長、 香取療育支援課長、杉森療育支援課課長補佐
事 務 局	健康福祉局子育て支援部保育計画課 鈴木課長、古島課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事
次 第	1. 議事 (1) 資料説明 (2) 意見交換 ①保育所の環境整備と質の担保 ②総括 (3) 事務局の3つの論点について (4) 一次報告について (5) その他
傍聴者の定員、実数	定員12名、傍聴者9名
会議の公開、非公開の区分	公開

## 1. 開 会

○会長

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより第6回船橋市保育のあり方検討委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、木野内委員、小関委員より、欠席とのご連絡が入っております。

まず、公開に関してですけれども、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので公開とします。また、傍聴の定員については、12人とすることを決めさせていただきまして、本日、9人傍聴者がいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

それでは、傍聴者の方、お入りください。

[傍聴人入場]

○会長

傍聴者の方に申し上げます。注意事項がお手元にお配りしてあると思いますが、その注意事項を遵守していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了時刻ですが、11時30分ごろを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

### (1) 資料説明

○会長

それでは、本日の議事を進めます。

議事(1)は資料説明です。前回の会議の際、その後、いくつかの資料請求がございましたので、それについて、事務局から補足説明を簡潔にお願いしたいと思っております。

○保育課長

事前に配付しました資料のうち、補足が必要な箇所のみ説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。

(1)の保育料表ですが、国階層とは国の徴収基準額表の区分で、第7階層を市ではさらに細分化しております。なお、国の階層は現在8階層に増えており、市ではそれに伴い、今年度階層を増設するかどうかを、保育料審議会で審議いただく予定でございます。

世帯収入の目安ですが、夫婦、子ども二人の標準世帯として積算しております。

次に、(2) D12階層設定の基本的考え方ですが、高額所得者層の負担を見直し、国基準額の75%で設定しております。

次に、2ページの(3)保育料の軽減ですが、同一世帯に複数の保育園児がいる場合は、保育料の合計の負担額を7万円までとしております。さらに、第2子は半額、第3子は無料としております。

次に、(4)徴収システムですが、口座振替を基本とし、今年度からはコンビニでも納付でき

るよう、環境を整備しているところでございます。

次に3ページ、実際の滞納と収納状況でございます。平成17年度が滞納額のピークでしたが、口座振替の勧奨など、現年度分の収納の対策を図り、平成21年度ではピーク時の半分以下になっております。

次に、資料2をご覧ください。第5回の資料6の待機児数600人のうち、ひとり親家庭と発達支援児の状況でございます。

まず、ひとり親家庭については、国の通知に基づき、保育園の入所は優先的な取り扱いをしており、入所判定基準で加点をする対応をしております。しかしながら、就労時間が短いことや、求職中などのために入所できていない状況もあります。

待機児の状況につきましては、5ページの上の表をご覧ください。同様に、発達支援児で待機となっている状況については、その下の表をご覧いただきたいと思っております。

次に、資料3をご覧ください。一時保育についてですが、利用実態が伸びない理由の1つとして、予約後のキャンセルが多いということがありますので、その状況を調査しました。結果につきましては、表をご覧ください。

次に7ページ、あいプラン後期計画のニーズ調査ですが、1年間に児童を家族以外の誰か、例えば親族や一時保育などに一時的に預けたことがあるかという設問で、約4割の方に預けた経験がありました。

次に、下のほうの「分析」でございますが、この調査では、まず認可保育園などに入所している世帯も対象にしていることなどから、現実的ではない側面もあります。しかしながら、預ける理由としては、私用やリフレッシュ目的が一番多いことがわかりました。また、就労目的という理由があるにもかかわらず、A利用で月9日という現在の制度では、日数が不足していると思われる。いずれにしましても、現在の利用状況などから、利用区分や日数あるいは時間や料金など、一時保育実施園と今後検討していきたいと考えております。

次に、資料4をご覧ください。ファミリー・サポート・センターですが、まず現状のうち②地域別の状況です。西部地区では援助件数が増加しております。③の会員数の推移では増加しておりますが、実際に活動していない割合が高くなっている状況がわかりました。

次に、9ページ、制度の見直し内容ですが、既にひとり親世帯の利用料の負担軽減は実施しており、今後の検討事項として、自動車を利用した援助、対象児の年齢の引き下げ、さらに病児の預かりの検討などがあります。

なお、協力会員で活動していない会員への対策として、例えばフォローアップ研修体制など、見直しが必要と思われれます。

以上でございます。

#### ○保育計画課長

引き続き、資料の説明をさせていただきます。資料7の公立保育園の耐震化建替えにかかる経費負担比較についてご説明いたします。1つのモデルケースとして、資料にあります前提条件を想定して計算したものでございます。

一番上の表のように、解体費用、仮設費用や新園舎建設等の合計で、4億4,727万2,000円でございます。下の表のように、これを公設で建てると全額が市の負担になり、民設の場合は、国・法人の負担を除くと、市の負担は2億9,167万円となります。

次に、本日配付しました資料9をご覧ください。市の職員数・人件費の推移について、ご説明

いたします。

1. 職員数の推移につきましては、(1) 部門別職員数の状況と増減理由を表示しております。保育園の職員は、普通会計の一般行政部門の「民生」に含まれております。

次に、25 ページをお開きください。(2) 定数管理の数値目標及び進捗状況でございますが、上段に第2次定員適正化計画(改定版)の概要を記載いたしました。中段には、この計画において、平成17年4月1日から平成22年4月1日における定員管理の数値目標を記載しております。下段の表は、350人の削減目標に対し、平成21年度までの実績を記載したものです。表にはございませんが、平成22年4月1日の実績といたしましては、全体で349人の削減、うち保育士は35人の削減となっております。

次のページには、議会において「保育園の正規職員の削減をやめるべき」との趣旨のご質問をいただいたときの答弁を記載しておりますが、現在でも基本的にはこの答弁の方向性は変わってはおおりません。

続きまして、資料10でございます。地域の子育て支援についてでございます。上部の「地域の子育て家庭・就学前児童」を支えている機関はさまざまですが、点線の四角い枠の中が、この委員会で検討されている部分とお考えください。四角い枠内の上半分の点線の円でくくってある部分が、家庭児童相談室など、主に要保護・要支援の家庭や児童への働きかけを行う機関です。下半分の円は、地域に展開されている子育て支援施設です。それぞれの関連を矢印で示していますが、左上の家庭児童相談室は矢印の数が一番多くなっており、療育支援課との相談や情報交換を初め、ほとんどの施設とかかわりを持っております。

なお、家庭児童相談室は要保護児童対策地域協議会を行っております。これは児童相談所、健康増進課、保育園などとケース検討を行うものです。

図の中ほど左側の母子ホーム、母子自立支援員はともに児童家庭課の所管で、ひとり親支援のための役割を持っております。

上部の円内右側の療育支援課は、障害のあるお子さんの相談や支援を行う機関を所管し、必要な情報交換やケース検討などを他機関と連携を取って行っております。

下部の円の地域で展開されている支援機関として、保育課所管の保育園、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターや児童育成課所管の児童ホームがあり、主に家庭児童相談室との情報のやりとりや他機関への相談などを行っております。

市立保育園や幼稚園は家庭児童相談室とのやりとり、自治会などとのつながりがあり、認可外保育施設は子育て家庭の多様なニーズへの対応を行っております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。今回の資料につきまして、保育課長と保育計画課長からの説明がございました。

何かこの資料に関するご質問、あるいは、後でこれを含めて今日の議題に入っていきますので、そこに余り踏み込まない形での追加の説明とか資料の要求とかございましたら、ご発言いただけたらと思います。お願いいたします。

保育料について、専門家の方たちはよくおわかりだと思いますけれども、保育料の仕組みというのはなかなかわかりづらいかもしれません。ちょっと私のほうで補足しながら、皆さんとの共有をしていきたいと思っています。保育料の徴収は、基本的には前年の所得税を中心としたもの

を基準にして定められていくわけです。それで、その自治体によって、徴収の基準が定められています。これは国が一定の基準を示していますけれども、これを自治体流に考えるということはもちろん求められていますし、それは可能なわけです。

船橋市の場合には、保育料審議会を設けられておられて、保育費用の負担割合あるいは負担額を、決められているということのようですねけれども、この問題について少し、保育料審議会というのはどういうところまでを定めていらっしゃるのか。そして、具体的にはこの費用負担割合のところ、船橋市は約7割という負担割合が示されています。私が関係しております自治体ですと、5割というところが大変多いのですけれども、船橋市はその点非常に市の負担が多くて、その分、利用者の負担が軽減されているのだらうと思います。この辺の7割ということが出てきた経過と、それからその根拠というようなもの、そして今現在、これについてどういう議論があるのか。このあたりのことについてご説明いただけませんか。

#### ○保育課長

はい、それでは簡単に。

保育料審議会というのを設置しております、メンバーは、当然、学識経験者、父母の代表等入っていただきまして、審議していただいております。審議の中身は、国の階層が大きく変わったりとか税制改正で区分が変わったりした都度、審議会でご申しいただいて、改定しております。保育料の中身自体の大きな改定がここ数年はなくて、平成12年に大きな改定をしております。その後18年に1階層増やしたと、そういう改定の状況でございます。

負担割合でございますが、先ほど最高階層で、現在は6万円の保育料で国徴収基準額が8万円ということで、最高階層レベルで見ますと、75%の負担を市の方針として求めております。しかしながら、先ほど会長が言いましたとおり、階層が細分化しております。それと、多子世帯の軽減とかを取り入れていますので、平均して並べますと7割の負担ということが現在の状況でございます。こういった負担割合についても、審議会の中で議論いただくようなこともあり得ます。以上でございます。

#### ○会長

具体的には、この徴収の割合というのは、すべてその審議会でご定められたものであるということですね。

#### ○保育課長

はい。結果として75%という線は持っているのですけれども、階層を細分化しており、さらに多子世帯の軽減とかありますので、平均すると7割の負担という結果になってございます。

#### ○A委員

関連で、2ページのところになります、「国の徴収金基準額と同様に多子軽減を適用する」という部分がありますね。この部分について、第3子に関しては保育園にかかわらず、幼稚園とか、さまざまところに通っている子どものきょうだい、第3子に関しては、保育園は無料とするということになっているのだと思うんですね。

これは関連質問なんです、幼稚園にはこういう制度はないんですね。これは国の基準だからという考え方があると思いますが、この場合に無料とした実費に関しては国は1割しか持たない

とすると、あとの部分のところは市のほうの負担になるんですか。このことについてお聞きしたいと思います。

○会長

今の質問について、おわかりいただけましたか。今日、保育課長のほうでお答えできますか。

○保育課長

はい、そのとおりでございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○A委員

はい。これは後で議論になりますが、市民サイドから言うと非常に不公平だと思います。これは市民がこのことを徹底して理解されているのならわかると思いますけれども、市のほうの負担がこれだけ高いということになりますと、国基準で決められていけば仕方がないと思いますが、平等なる保育ということが今後議論される際には、こういう問題点について、それから市の超過負担についても、やはり平等に議論していかなくてはならないことだと私は考えております。

○会長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○B委員（有識者）

3ページの滞納の問題ですけれども、減っているというお話でした。保育料については、応能負担の原則を採用していますけれども、それでもこれだけ滞納が発生しているというのは、これは応能負担の額の決め方の問題なのか、それとも払う側のモラル等の問題なのか、その点はどのように分析されておられるのか、お聞きしたいのです。

私もちょっと他の自治体でやりましたが、応能負担であることに対する保護者の方の不公平感という不満もあるんです。つまり、同じサービスを受けているのに、全くその負担額が違うという。応益負担にしても、またそれで不満は出るんですけれども、例えば1割負担で、いろいろ後期高齢者医療とかの問題が出ましたけれども、応益負担でもやはり不満が保護者の方からかなり出て、それで私がかかわった自治体では、B階層でも月1,000円は取りましよう。つまり、うちにいてもどこにいてもご飯は食べるのだしということですね。そういうことをやった経験もあるんですけれども、その辺も含めて、ちょっとこの滞納額のあたりをどのように分析されているのかということをお聞きしたいんですけれども。

○保育課長

船橋のほうでは、時効中断ということで、滞納対策に当たりましては納付誓約をいただいて、分割納付していただくということを原則に相談を受けてやっておりまして、時効を援用して延ばしていただくという対策もしておりますので、従前は時効完成を延ばした関係上、滞納が増えたということがあります。そういった中で過年度対策と現年度対策を進めた結果、18年度から少し

ずつ減ったと。その後、かなり減ったんですが、これは税務部納税課と徴収一元化の効果もございまして、納税課では高額滞納者、あるいは過年度滞納者を集中的にやっていただいて、保育課は現年度対策を集中的にできた。そういった効果が出てきているのかなと思っています。

以上でございます。

○会長

今、B委員からのご質問は、この滞納というのは応能負担の決め方に問題があるのか、あるいは払う側のモラル問題なのかというご質問だったと思うのですが、そのことに対してお答えをいただけませんかでしょうか。

○保育課長

すみません。滞納の相談の中では、どうしても家計の経済状況の中で払えないという方については、滞納整理の中で執行停止をかけております。資力がありながら払えていないという部分については、財産の差し押さえ等をやっていますが、そういった中では、やはりモラルの部分の占めている割合が高いかなと思っています。

○会長

ほかにいかがでしょうか。ほかにご質問ございませんか。

## (2) 意見交換

### ①保育所の環境整備と質の担保について

○会長

それでは、冒頭の資料説明はこれで終わりにさせていただいて、本日の議事に関する意見交換ですが、「保育所の環境整備と質の担保について」に行きたいと思えます。

本日の議論ですが、皆さんのお手元に行っていると思うのですが、冒頭、船橋市の中に公立保育園の耐震化の問題があるというお話がありました。本日いただいたのは資料7ですが、この辺の問題について、事務局から、それ以外に過去のどの資料を見ればいいのかというご説明をいただけませんかでしょうか。

保育計画課長からよろしいですか。

○事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

第1回の検討委員会で配付させていただきました資料5の現状の資料編の10ページです。昨年度、耐震診断を公立保育園21園やりまして、すべての公立保育園27園の耐震診断結果が出ました。それで、構造耐震指標0.6未満は危険と思われる建物で、何らかの建て替え、もしくは耐震補強の整備が必要ということで、こちらに一覧表を掲載させていただきました。

整備時期につきましては、0.3未満の4園につきましては22、23年度中、0.3以上0.6未満につきましては、24年度以降、順次整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

皆さんのお手元にある第1回の配付資料の10ページにありますが、耐震指標の0.3未満ということで、金杉台保育園、中央保育園、夏見第一保育園、二和保育園の4つの保育園ですね。南本町子育て支援センターはどうなりますか。

○事務局

失礼しました。保育園以外に、南本町子育て支援センターも0.3未満ということで、23年度までにこちらは耐震補強をする予定でございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

その問題について、具体的に議論をさせていただきたいということです。つまり、それはこの公立保育園を建て替えるということで、非常に経費がかかってくるわけです。この4園プラス支援センター1つを、これから来年以降、していかなければならないわけですが、この費用と、それから具体的にはこういったことを進めながら、質の担保、保育環境をどう保持していくのかということについて考えなければなりません。その費用等をどう捻出していくのか、あるいはこの改築というものをどう考えていくのかということについて、皆様のご意見をちょうだいしたいということでございます。いかがでしょうか。

○C委員

本日の資料にもありますように、支援児の待機児がいることから考えますと、公立保育園が不足しているというのが現状ではないかと思えます。ですから、耐震での建て替えにおいても、公設・公営とするということを原則として考える必要があるのではないかと思います。

そして、夏見第一、二和、中央保育園については、この近隣に一時保育の施設がないということで、建て替え時については、一時保育施設を併設するような形が望ましいのではないかと思います。公立保育園でも一時保育を担っていくということが必要だと思えますが、現状では公立での一時保育は湊町保育園のみということになっていますので、そこを拡大するということを図る必要があるかと思えます。

南本町子育て支援センターの改築時には、子育てコーディネーターなどが常駐できるような子育て支援の核になる、そのような子育て支援室みたいなものを設ける必要があるのではないかと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○D委員

今、C委員からお話がありましたけれども、一時保育につきまして、資料を前回、今回と出していただいた利用状況の中で、委員の皆さん方から、数年前の一時保育の現状と少し違っているという中で、非常に使いやすくなってきたということ。その中で、先ほど問題点もありました。



そして、新しい施設、民間保育園での施設がこれから増えてまいりますけれども、その中で一時保育についてはカバーしていくという形で考えております。私たち、今、行政とともに休日一時保育連絡協議会という会を持っております。一時保育につきましては、やはり行政が決める基準というの、現実に即した形になるということもありますので、そういう中で検討会を設けながら、鋭意一時保育の利用を進めていければと思っております。

○会長

具体的には、この耐震化は、子どもたちの命にかかわる問題ですので、どうしても緊急性を持ってしなければならないということだと思っております。ここでは前提として、新園舎は公設・民設ともに人数を増やしてつくっていくということが書かれていますが、費用負担、公設・公営で行くのか、あるいは公設・民営でいくのか、こういったことはここでは全く書かれていないわけです。これまでの議論として、耐震を具体的にやっていく過程の中で、これを民設でやっていくというようなことは、行政的には議論されていることがあるのでしょうか。

○保育計画課長

耐震化の建て替えにつきましては、先ほど挙げられました0.3未満の4園と南本町子育て支援センターにつきましては緊急性があるということで、今、公設での建て替えを進めているところでございます。

その後の24年度以降の計画の部分については今後の検討かと考えております。

以上です。

○会長

そういたしますと、今お話しいただいた先ほどの4園は、緊急性をもって、公立でそのまま市立保育園として建て直しをしていく。そして、その後の問題というのは、つまり、耐震の状況が非常に悪いものというのがあるわけで、24年度以降ということが書いてありますが、いわゆる市立保育園のままでやっていくかどうかということについては、行政としてはまだ議論していないということで、こちらである程度そのことについて議論をしなければいけないということなのでしょうか。

○健康福祉局長

そもそも、第1回目の検討委員会で我々としての論点として、公立保育園と私立保育園の役割分担をどうしていくのか、そして公立保育園の民営化についてどう考えるのかということについて、基本的なお考えをぜひご検討いただきたいということで、ご提示をさせていただきました。その議論を踏まえて、今後の検討をしていくということかと思えます。

今、かなり具体的な話が出てきているわけですが、基本的には、行政はまず、今私が申し上げたようなことについての基本的な考え方を整理した上で、具体的なことを検討していくということかと思っております。ですから、これは実は議会でも議論になってはいますが、今私が申し上げたようなことでお答えをしております。

○会長

ありがとうございました。今、大体おわかりいただけたと思うのですが、この船橋市の状況と

して言うと、これからいわゆる民営化問題、あるいは公私のあり方を含めて、公立保育園の費用の問題等も考えていかなければならないわけですが、これから考えていくときに、この耐震という問題で、緊急にこの4園は改築しなければならない。約4億5,000万円ぐらいのお金をかけて4園は改築するということですね。大体18億円ですか、それぐらいのお金を23年度までに要するという状況がはっきりしているわけです。

このことを踏まえて、具体的には今後この耐震の問題を含めて、これからの船橋市の保育のあり方を考えていかなければならない。そういうレベルのところとして、今の段階はこの耐震の改築ということを皆さんの頭の中に入れておいていただくということです。今、C委員とD委員からご意見がございましたけれども、公立保育園の耐震化については、具体的には公立でまずこの4園はやるということですので、そこところはご了解いただいたというふうにしてよろしいでしょうか。その上で、その後どうするのかということについては、今後の公私のあり方、民営化のあり方を議論する中で考えさせていただく。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○A委員

資料をいただきたいのですが、今、公立保育園の耐震度の一覧をいただきましたが、今後のことを検討するに当たって、民間の保育園の耐震状態と今後のあり方、それからその費用負担がどういうふうになっているのか。この辺の資料をいただければと、次の議論のときに参考になると思います。今日いただいた中では、公立のことはありますけれども、民間のことはありませんので、参考の意味でもいただきたいと思います。

○会長

それでは、E委員からどうぞ。

○E委員

ちょっと確認させていただきますが、今お話のあった4園については、建て替えをするということによろしいのでしょうか。

○保育計画課長

4園いろんな手法がございまして、立地条件とかあるのですが、仮設に移って戻ってくるのは、一番大きい費用がかかる。新しい土地に移設したりする部分もございまして、その辺の費用は各園ばらばらでございまして——すみません、失礼しました。4園はすべて建て替えです。南本町子育て支援センターは補強工事で行います。

以上です。

○E委員

すると、今後の予定については、耐震化補強で済ませる施設も出てくるということによろしいのでしょうか。

○保育計画課長

はい。園の状況によって、耐震工事と建て替えと両方ございます。

○E委員

わかりました。

○会長

F委員、どうぞ。

○F委員（有識者）

耐震、建て替え、もしくは補強というのはまさに待ったなしで、計画的にやっぱりしっかりやるべきであるというのが当然のことであろうと。したがって、4園だけではなくて、それ以降も順次0.6未満は何らかの処置が必要だという方向性があるわけですから、それ以降についても計画的にしっかりした対応をぜひやるべきであると思っております。

今日いただいた資料13ページで見ると、問題は、民設でやると2割強の国の負担が得られるという現実があると思います。ですから、そのほかのいろんな検討課題はありますが、資金的な面から見ると、やはり市にとってメリットのあるような方向性も十分議論し、そういったものも利用することを考えていくべきではないかと。これ2割というのは、財政的に見るとかなり大きな数字です。この制度がいい悪いという議論はあるかもしれませんが、やはり現状においては現状の制度の中で、船橋の市民にとって最もいい方向性を我々は考えるべきであると、私はそういうふうに思います。

○会長

ほかにかがででしょうか。この耐震の問題と、それから保育の質の問題ですけれども、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○C委員

費用的には、この資料が実際の費用だと思っておりますが、それぞれの自治体で、今、そんなに財政的な余裕がないという状況があるかとは思いますが。財政力指数ランキングというのがあるので、その中で船橋は中核市の中37団体で6位とか、全国1,827団体で146位とかと、船橋市そのものが本当に保育園を民営化して耐震のことをしなければならぬほど財政が逼迫しているのか、というのが私は疑問です。

そして、公立保育園の民営化については、船橋市として2003年と、そして2005年に財政健全化プラン、財政健全化プラン（改定版）という形で民営化が打ち出されておりましたが、公立保育園をなくさないでほしいという父母の願いが市民を動かして、12万筆以上の署名が集まって、そして今民営化がされていないという、民意が反映されているという中で、現在委託が実施されていないという状況です。

国の保育制度がどういうふうになるか、流動的な状態の中で、今、ここで民営化する必要があるのかということは大変疑問に感じておりますし、民営化で保育の質は担保できないと私は考えております。今必要なことは、保育制度の問題との絡みの中でも、公立保育園の民営化ではなくて、公立保育園と私立保育園の連携というのが議論されるべきではないかと考えています。

○A委員

議事の進行のことでお願いしたいのですが、今、C委員の話になりますと、かなり民営化のほうの話に絞られているようですけれども、まだ総論としてはそこまで行っていないと思うんですね。この辺を区切っていただきたいと思います。

○会長

はい。

ほかにいかがでしょうか、保育の質の問題。どうぞ。

○B委員（有識者）

今のこの問題に区切って言えば、財源、財政のお話が出まして、そのランキング云々というのはあるのでしょうかけれども、これからの中長期的な将来的な財政見通しを踏まえた議論でなければいけないのではないかと。そういう考慮要素もあるのではないかと。それは民生だけにとっても高齢者関連、あるいは最近で言えば生活保護受給者の増大、今いろいろ審議していますけれども、これから障害者福祉制度も大きく変わるかもしれない。そういう全体の中長期的な見通しも踏まえた議論である必要があるのではないかと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

一つ本日の資料との関係で私のほうでお伺いしたいことがあるのですが、今日の資料9「市の職員数・人件費の推移」というのがありました。質の担保というときには、耐震化の問題と重ねて、この職員数という問題がこれまでの議論の中でも非常に多く、人件費という問題と、それに裏打ちされた実績というのでしょうか、そういった実績を積んでいるベテランの保育士が多いということ、それによって、船橋の公立保育園の保育が、かなりそのところで裏打ちされたものとして実践されているということがありました。

そのことについて、今回この資料9で出されたものによると、これから定数の管理というものの中で、削減というのが予定されているというようなことがここに書かれています。この問題については、今まで余り議論をされていないところですが、以前、各クラスごとの保育の正規職員での配置、そして早朝・夜間の保育等をやっていきますと、かなり正規職員の数が必要ということをおっしゃっていたように記憶しています。このあたりでこういった一般行政職の削減の中で、先ほどの話ですと、保育士が349人のうちの35人で、約1割ぐらい占めているというようなお話がありました。

今後、削減がどういう予定になっているのか。そして、この削減をやっていくことによって、今の公立保育園の保育というものは実施できるのかということについて、少し議論させていただきたいと思っているのですが、このあたりのところについて、G委員、H委員、何かご発言ございませんか。どうでしょうか、この保育の質という問題で。

○H委員

今、公立保育園もほとんど非常勤だったり臨時職員だったりで賄われている部分は多いですが、正規職員がクラスの核となってやっておりますので、質が落ちているとは思いません。お互いに研修をし合ったり、公開保育をし合ったり、自分たちの質を損なわないような環境づくりはしておりますので、質が落ちているとは思いません。

○会長

具体的には、今、かなり定数の削減が行われてきているようなのですが、公立の保育園のいわゆる正規職比率は、それほど下がってきていないのでしょうか。

○H委員

それはそうですね。お辞めになる方もいらっしゃいますので、その年に採用された方と比率が合わなくなってくれば、当然そこに減少傾向があるとは思いますが、その辺の見きわめがなかなか難しいかなとは思っています。

○会長

G委員はございますか。いいですか。

○G委員

正規職員と臨時職員という形で仕事をしていったときに、ローテーションの中で7時から19時までのところをやっていくとか、それから保護者に対して説明するときに残って話をすることについては、全部正規職員がやっています。正規職員が少なくなるとローテーションの回数をかなり増やしますし、臨時職員が多くなるということでの正規職員の負担感というのは確かにあると思います。4月の段階で正規職員、臨時職員という形で決まってきましたけれども、その後、休みに入ったりという形で、年度の途中で変わってきたり、それから途中入所があったりということになりますと、そこで配置されてくるのは臨時職員ですから、そうすると、そこで年度途中から臨時職員の割合が増えるということも出てきます。そういう意味で言いますと、なかなか大変な部分ではありますが、H先生が言ったように、必ず正規職員がクラスの核となっている、そして研修しているという形では、今の段階で下がっているという感じは持っていません。

○会長

とすると、保育園は、今の職員配置が維持されれば、今の保育は何とかやっていけるという状況にあると考えてよろしいですか。

○G委員

あると思います。

○会長

わかりました。

## ②総括

○会長

それでは、議事の2ですけれども、最後の5本目の柱でした耐震と保育の質の担保というところについては、議論をここで終わりにさせていただいて、本日、第4回から今日までの3回にわたり議論してきました5つの柱について、少し振り返りながら総括をさせていただきたいと思っ

ています。

本日、これを少し総括させていただいて、今まで不足していたお話、ご意見をちょうだいしながら、もう一つ事務局から提示されていた3つの論点についてお話をさせていただこうと思っています。ですから、今日これから1時間強ですが、最大30分ぐらいずつこの話をさせていただいた上で、最後に、実は次回には第1次の答申を出さなければなりませんので、この答申についての出し方、書き方も議論させていただきたいと思います。最初の今までお話をさせていただいた5つの柱の議論は約30分を限度に、そして、次の事務局から提示されている3つの柱につきましては30分、そんな形で議論を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、まず、今までの議論につきまして、言い足りなかった点、ここまで来てお話としてご意見等をちょうだいしたいと思います。それに当たりましては、事務局につくっていただいています皆さんの議論の中での柱、ポイントが出ていると思いますので、発言の要旨等をご覧になりながら、ここでは足りないもの等についてご発言いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

最初にお話ししましたが、保育所を希望しているがどうしても入園できない待機児の問題に、どう効率的に対応したらいいか、2番目の柱として、地域で暮らしている乳幼児期の子どもと家族への支援のあり方。それから、保護を必要としている子どもと子育て家庭の地域支援体制、4番目に保育施設など子育て支援の役割分担と連携、そして、今日、既設保育所の耐震対策、保育環境の整備と質の担保についてお話をしてきました。ここを総合的にお話しくださって、そして、事務局から提案されています3つの柱にも絡めてお話しくださってもいいのですが、とりあえず、この5つの柱についてまずご意見をいただければと思っています。いかがでしょうか。

#### ○A委員

私は最初の回の自己紹介のときにもお話ししたのですが、ともするといつも幼稚園の立場ばかり話して申しわけないのですが、そうではなくて、子育ての制度のあり方、考え方というのは、戦後から約半世紀かけて随分意識的に変わってきていると思うのです。

そういう面では、公私、幼保というようなサイドからではなくて、できるだけ子どもの視点でものを考えたらどうだと。子どもにとってこういうことが幸せであるかどうかということもぜひ行政側で考えなくてはならないし、それと同時に、市民の立場から市民の税金がどのように使われているのか、子育て支援の中で運用されているのかということを考えていかないと、既設の枠で議論している限り、これは進まないと思っています。これが2点目です。

3点目は、これから新しい制度を考えるに当たっても、家庭のあり方というのはここで僕は議論されてこなかったと思うんですね。保育も教育もサービスであるという観点でとるのか、それとも家庭と学校、それから、保育所がどのような分担制度で運営していくのか、この辺の区割りをしっかりしていかないと現在の民営化が必要かどうかというような議論に直入することについては、さっき困りますという言い方をしたのですが、ただ、早急に必要なことはもう議論しなくてはならない段階に来ています。ぜひ今後の観点の中で、保育所、幼稚園に限らず、家庭のあり方、母親の役割、父親の役割、そして、地域の役割というものについて、何らかの形で議論する場が、差し迫って、あと3回の中ではないと思いますけれども、ぜひこれは観点に入れていかないと、この議論は浮上してしまうのではないかという感じがします。ぜひお願ひしたい。これは総括的な中で私が言いたかったことです。

○会長

ありがとうございます。どうぞ。

○I委員

本日の議論の中で、かなり右へ行ったり左へ行ったり——というのは、建て替えの件で耐震の問題に行ったかと思うと職員の定数の問題に行く。非常に時間がないので無理はないかと思うのですが、例えば耐震についても、民間の意見を問われれば、民間の意見はきちんと持っております。それから、職員定数の問題について、すぐ次へ移ってしまわれましたが、これも手を挙げるタイミングを失っております。さらに、民営化云々という話も途中でかなり出てきました。そこから辺の交通整理を今後お願いしていきたいと思います。

そして、第1回から4回までのことについてというお話なので、その面についてちょっと触れさせていただきたいと思います。民間の保育園という立場から考えますと、1回からの5回までの話の中で、雑駁に申し上げれば、公立はいいのだが民間はよくないと、そんなお話もかなり出てきました。建物の問題もそう、質の問題もそう。

これは私思いますのに、大変危険な考え方だと。なぜならば、その根底には官尊民卑の思想がありはしないか。公のやることはすべていいのだ、民間のやることは軽く見ろという思想が流れているような感じがするのです。民が主役という時代にこの思想が一般的になるのは、私は大変危険であるの一つ思うわけでございます。なぜならば、官尊民卑というのは、大辞林で見ても、「政府や官吏を尊び、民間の人や物をそれに従うものとして軽く扱うこと」と書いてあります。これはいってみれば差別思想にもつながりかねないもので、今の時代に果たしてそういう根本的な考え方はいかななものかという疑問を持つ一人でございます。

そして、公立の場合、人的配置についてもいろいろな面でも本当に全国で有数の、人に言わせれば日本一の労働環境と職員の配置が行われているという話を伺ったこともあります。これは並大抵のご努力でここまで到達されたのではない、ご苦労は大変だったと思います。これについては敬意を表したいと思います。

ただ、こういう時代ですから、労働環境や職員の配置やそういうものが仮に日本一であるとするならば、保育サービスの内容、メニュー、種類、今たくさん求められています。病後児から一時保育、トワイライトステイに至るまで求められている。これはもう10本の指でも足りないくらい保育サービスのメニューというのは求められているわけでございます。それを実施するという面でもぜひ日本一になってほしい。あれはできない、これはできない、これはやる、あれはやるということではなくて、日本一の環境に見合う日本一の保育サービスのメニューをお考えいただきたい。そして、もしそれが日本一のメニューが出ずに、あれはだめ、これはできない、民間へ民間へというお考えがあるとするれば、なぜそれができないのかということをはっきりと示してほしい。そこに公設民営の基本的な問題が含まれてやしないかと思えます。

以上です。

○会長

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、Jさん。

○J委員

D委員に質問ですけれども、一時保育を民間でということでお話をお聞きしたのですけれども、今日出た資料を見ますと、一時保育をすることによってかなり人件費がかかっている、キャンセルも多いということでは、マイナスになる部分がありますよね。それでも民間で一時保育をやりたいという部分はどのような理由なのかなと思ったのですけれども。

#### ○D委員

今、現実に13カ所の民間保育園、そして公立が1カ所ということで、今度また予定があるという状況の中で、私たちは市の補助をいただきながらやっています。いろいろと検討してまいりますと、どうしてもキャンセルが多くて、人の体制については、ある程度補助の中で準備ができているということで、より多くの利用者に利用していただくと状況が一変するという状況です。やはりある程度、利用者を多くするためには私たちの努力がちょっと足りなくなってきたのか、あるいは市の中で増えてきたという状況がある。

あるいは、この点、問題があるように使いにくいものがあるのかということで、少し皆さんと考えていかなければいけないだろうなというところにおります。今、その中でもどうしてそんなにやりたいかということではなくて、そういう現実を必要としている人たちはやはりいるという段階で、ただ、まだ利用の状況が難しい。例えば何時間保育とか、午前午後にと分けて、使いやすくしたつもりだったのですが、うまくいかないのかなど。あるいは、時間的な利用だとか何かも検討していくべきかと。そういうメニューをもっと増やすことができはしないか。それはやはり行政の、補助サイドの皆さん方のご検討もいただく。その中でぜひ調整していきたいと思っております。

#### ○会長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。Fさん。

#### ○F委員（有識者）

今まで資料を見せていただいたり、お話をお聞きして、私は私なりにある考えが固まってきております。1つは、現在、待機児童が600人いる中で、0歳児から1歳児、2歳児までが540人くらいで、ここをまず解決する必要があるのだということだと思っております。

待機児童600人が減っていけば余り深刻にはならないのかもしれないかもしれませんが、私なりに将来を見ると、やはりもっと増えていくだろうと。これは家庭の経済的な困窮もありますし、現在、総理大臣がこれから介護で大きな日本の方向性を打ち出しておられますけれども、では、その介護の担い手をだれがやるのかというと、やはりこういった小さいお子さんを持ったお母さん。今日ご出席の我々の年代はもう10年、15年すると、もしかすると介護のお世話になるかもしれない。誰がやってくれるかといったら、そういった担い手になるのは、やはり子どもを預けて、若いお母さんたちがかなり必要になるのではないかという社会の流れ。

それから、前回申し上げた船橋市の保育園の建物でも、ほとんどが今見たとおりの40年代にできた建物である。50年代は余りなくて、60年代に至っては全くない。それで多分足りてきたのでしょうかけれども、これからはむしろ建て替え、修繕どころか、本当はもっとつくらないといけないかもしれないのではないかと。

もう一つが、今、定員という話が出ていましたけれども、保育所の人件費を民間と公立で出していた資料を見ると、圧倒的に民間のほうが人件費が安い。これはやはり避けて通れない



現実があるのではないだろうか。

私なりに考えて、現在まとまりつつある方向性というのは、公設民営化をすることによって定員をもっと増やすなり、0歳児から2歳児を多く入れるということになるとかなりの人手がかかりますので、これを市役所の正規職員が全部担っていくというのは、現実的には市の財政の将来方向を見ると難しいのではないだろうか。

そういう意味では、公設民営化によって質が保てないのであれば、また別の方法を考える必要があるかもしれませんが、そういう専門の委員の方が大勢いらっしゃるわけですから、公設民営化によって質が十分保たれて、お母さん方のニーズに応えられる解決策が打たれるのであれば、やはりその方向性を私は考えていくべきではないかと、財政的な立場からはそのように思っております。

○会長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○B委員（有識者）

私は、保育の中身についてもいろいろあるのですが、ちょっと焦点を絞ってお話しします。

先ほどA委員がおっしゃられた3つの柱がありましたけれども、3つ目の家族というのは非常に大きなテーマですが、それはおっしゃられたとおり、この場ですぐに解決できるテーマでもありませんので、最初の2つ、子どもの育ちに焦点を合わせる必要があると。私もそれは同じでありまして、日本の社会保障給付費は圧倒的に高齢者に偏っているという現実から、もっと子どもにお金をかけていくべきだと。それは私もその主張をこれまでしてきておりますので、同感です。

もう一つ、A委員がおっしゃっていた2つ目の市民目線で考えるという、それは納税者であり、サービスの受給者である市民全体の視点からの公平感、そういった視点が非常に重要であると私は思っております。そういう観点から考えますに、私、これまで何回か資料等を事務局にお願いしてきましたが、その中で、先ほどF委員からもありましたけれども、予算的な制約というのが厳しくなる。恐らくこれからますます財政的な制約がかかっていく。

それは先ほどお話ししたように、黙っていても、民生に限っても、高齢者関連の給付費は増えていかざるを得ない。船橋市の状況はわかりませんが、恐らく生活保護費は膨らんでいるはずでありまして、今後も減るということは当面考えがたい状況でありますし、その中で民生予算はたしか7%ぐらいアップはしているという、市全体の予算の中でも決して減ってはいないという現実があるわけです。しかし、それにもやはり全体の枠の中の限界はあるだろうと思います。

さらに、今日出てきた資料として、人力的な制約がある。これは財政と関連していますけれども、人的な職員の正規の枠という制約がある。これで打ち止めになればいいですけれども、どうなのでしょう。昨今の状況からすると、今後、公務員数をさらに増やしていきますというような状況にあるかという、むしろ逆の方向に行く可能性が少なくないのではないかと。つまり、さらなる定員削減を求められる方向性にあるのではないかと私は考えます。それは財政と非常に大きくかかわっているわけです。

そうすると、やはり私は子どもの育ち、子育てというものを非常に重視していますけれども、保育という世界は決して聖域ではないと言わざるを得ないわけです。例えば生活保護の受給者が増えると、それに対してケースワーカーを付けなければいけない。今、船橋もパンク状態でやっ

ておられるかもしれませんが、これはやはり行政がやらざるを得ない、やらなければいけない必要な人員であるわけです。

その中で、保育所サービスというのは絶対に市がサービスを提供しなければならないという性格のものではないわけです。代替的という言い方はよくないですけども、民間と公立のサービスが並列しているという、代替策があるわけですね。さらに、これは私は何度もこの場でお話していますけれども、制度上、公立だから質がいいとか、民間は質が悪いという仕組みにはなっていないわけです。ですから、公立のほうがいい保育をしているという前提でこの問題を議論することはできないわけですね。そういう観点から考えていく。

その中で、先ほどもお話がありました、圧倒的な人件費という面では公立のほうがかかっている。これは間違いないわけです。その中で、ベテランの保育士さんが多いとか、そういう特質を生かした公の役割をどう担っていくかという議論は1つあり得ると思います。ただ、その中でも、これも先ほどお話にあったように、正規職員の比率がかなり低下している。6割ちょっとという状況ですが、これも今後、公務員全体の定数がさらに減る傾向にあるとすれば、当然、保育職に関する正規の比率もさらに落ちていくことが考えられるわけです。6割強ですけども、半分近づいていくかもしれない。仮にそういう推測が現実的な可能性として考えられるとすれば、現状は質が保たれているとしても、将来的に同じような保育が続けられるのかという面については、やはり心配される部分があるわけです。そう考えますと、公立保育所の現状を変える、民営化ということは、有力な選択肢として考えざるを得ないと私は考えます。

その中で、さっき、それは公だからいいのだ、民間だから悪いのだ、そういうことは言えないと言いましたけれども、ただ、考えるべきは、その場合の移行期の問題、それはまさにそこに入っている子どもたちの処遇、生活にかかわることですので、そこは丁寧に慎重に考えなければいけない。ただ、それについては司法の場で一定の事例が積み重なって行って、一定の考え方が出されていますので、そういったものも見つつ、慎重に進めていく。

移行期の問題と、そもそも公立がいいのか民間がいいのかというのは別だということです。それは最初から私は申し上げています。さらにそこで、場合によっては、これから私立保育所、民間保育所でもこういう部分は見習ってほしいという部分があれば、それはまた何らかの助成・補助等を使ってやっていただくということも考えられていいのかなと思います。

### (3) 事務局の3つの論点について

#### ○会長

今、第1回から第4回までの補足をお話いただきながら、市から出されている3つの論点、公私の役割と保育の質の向上、公立保育園の民営化、この最終的な課題にかなり入り込んできていますので、このまま総論的なこの3つの議論に入らせていただこうと思います。どうぞ。

#### ○I委員

ずっとこの会を通じて感じることは、民間の力をもっと活用しようという空気が余り感じられない部分があるのです。ですから、もっと上手に民間の、言いかえれば私立保育園の力を利用なさったらどうなのだろう。1つの例で申し上げるならば、障害児保育は大変な労力と努力が要ります。かなり多くの部分を公立保育園で現在担当していただいている。もし、例えば人件費、そして職員の数の配置、こういうものについて同じ状況を民間でつくり出していただくならば、障

害児だって民間でもっともっと、「よし、やるよ」というところは出てくるかと思うのです。あるいは、時間の延長からすべて、今は保育サービスの範疇と言われているものについて、全く同じことが言えるのではないかと。ここら辺も議論の1つに加えていただきたいと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。3つの最終の話に入っていますので。どうぞ、C委員。

○C委員

先ほどから人件費のことが随分出ておりますが、日本一というのはどこの資料かちょっとわからないのですが、福祉の経費というのは8割が人件費と言われていて、その割合は8割です。ただ、民営化ということで言いますと、そこに働いている正規職員が退職するわけではなくて異動するだけですから、人件費の総額は変わらないわけですね。

なおかつ、民営化で正規職員が異動することで公立保育園の正規の比率が上がるということであると、公立保育園の園児1人当たりの運営費が上がって、私立保育園の園児との格差がまた広がるという状況も出てくるということですし、この間、今後10年間で50人ぐらいの正規保育士が退職を迎えるということ言えば、新入職員のほうが人件費はかからないわけですから、新入職員の人材を投入しても人件費は抑制されると私は考えています。

この間、いろいろな保育の質の水準のこととか、公立保育園ではこういうことをしているということをする申し上げてきましたが、私は民間保育園が質が悪いとか、そんなことを言った覚えは全然ないです。ただ、言えることは、保育というのは、この間ずっと申し上げていたように、継続が非常に重要だと考えていますし、子どもの発達は大人との信頼関係でもたらされていくのだということを保育指針にもうたわれているわけです。その信頼関係を継続していくということ、それが民間委託の中では、築かれた信頼関係が壊されてしまう。そのことが大人への不信につながる大きな問題ではないかと私は考えています。民間保育園の保育の質がどうか、公立保育園の保育の質がどうかというのではなくて、委託することで保育の質が上がるのかという議論が必要ではないかと思っています。

近隣の八千代市でも民間委託ガイドラインをつくって、それこそ本当に全国に高い委託水準ということをいつき言われていて、それで委託されたわけですが、新聞報道によれば、保育士がガムテープを口に張ったとかいうような虐待まがいなことが報道され、そして、真相究明が急がれている状況がある中で、ただ市が財政効果を上げるためだけに民間委託をするということはいかなるものかだと思います。財政効果を上げるために委託費を抑え、そして、人件費がまた下がるという悪循環での全国でいろいろな事例が出ていて、新聞報道もされているということでは、民間委託が子どもに与える影響は本当にはかり知れないものがあるのではないかと私は考えます。

○会長

先ほどI委員がこの定数の問題等でご発言があるということだったのですが、し損なったというお話でしたので、今、C委員からの定数の問題とかございましたので、もしご発言があれば、どうぞ。

○I委員

ありがとうございます。職員の定数等については、このたび本当に勉強になったと申し上げると適切ではないかもしれませんが、いろいろ細かい、例えば、公立ではこういうふうな人員を張りつけているということをもっと具体的に勉強することができました。また、費用がどれだけかかっているかということも、人件費も含めて勉強になりました。

そういう全般から全体的に考えてみますと、先ほどちらっと申し上げたように、それだけの費用を民間にかけてくださるのであれば、十分積極的に対応できる民間の保育園もかなりあるのではないかと。そこはもっと民間を利用することをお考えいただいたらどうかということに結びついてまいります。

以上です。

○B委員（有識者）

ちょっとC委員に今のご発言、質問を確認させていただきたい。いろいろな議論が絡んでいて、明確でないのですけれども、おっしゃった趣旨は、公立か民間か、どちらで保育を進める、つまり公立保育所を増やすというお話もされていまして。でも、今のお話ですと、公立か民間かということではなく、子どもたちの移行期にかかわる不安とか環境が変わるといふ、そこのお話をされているようにも思えたのです。ただ、その後でガムテープ云々というお話は、委託という、結局、民間での保育の中身とか質というのをやはり問題にされているのかなと思うのです。その辺のご趣旨がよくわからないのですが。

○C委員

今の議論が3つの柱に移ったという前提のもとに、私は民営化についてのお話をしたつもりです。

○B委員（有識者）

ですから、その中で、お話の最初の部分で、公立がいいとか民間が悪いとか、そういう趣旨のことはお考えになられていないということをおっしゃいましたよね。

○C委員

そうです。

○B委員（有識者）

その中で、ただ、委託をするという、そこに焦点を当てるのだということ。

○C委員

そういう議論だと私は受けとったのですけれども。

○会長

ちょっと待ってください。お話をまず聞いた後でお答えください。

○B委員（有識者）

委託に関連して、つまり、環境が変わると民営化されるというところで、ただ、そこはきちっ

とやらなければいけないのだというお話をされましたね。流れとしては、委託については、そこに問題が起きないようにというご趣旨だったと思うんですね。つまり、そこで子どもたちにとっても環境が大きく変わるとか、そこがやはり問題であるというご趣旨かと私は受けとめたのですけれども。つまり、公立か民間のどっちがいいかという議論ではない。それは移行期にかかわる問題なのだ。

ただ、その後でガムテープ云々という話がまた出てきたので、それは結局、委託した先の民間の質に対する不安とか、やはりそれは民間というものに保育を委ねることの問題みたいなものがまた最後に持ち出されたような気がするのですけれども、私のそういうCさんの発言の理解は正しいのか、それとも私がちょっと違ったようにとっているのかというのを確認したいという趣旨です。

○会長

どうぞ、お答えください。

○C委員

論点がふらふらしていたかと思います。すみません。しかし、一つは民間委託ということ言えば、保育の継続が切られるということでの子どもへの影響は非常に大きいということ、先ほども申し上げましたが、私はそれはすごく思っております。

もう一つは、この間も財政のことが盛んに言われているわけですが、財政を効率化するために委託をするというのは、人件費、委託料を抑えるということが大前提ですから、この間いろいろ新聞報道等で見るとそこが問題で、やはり人件費を抑えるということでのいろいろな問題が起きてきているのではないかと思います。ただ、今ある民間保育園の方たちは、船橋の中で歴史のある、これまでずっと民間と公立で保育をしてきたという中で、私はそこを批判しているという発言を今までも、これからもですけれども、した覚えはないです。

○B委員（有識者）

ガムテープ云々というのは、どういうご趣旨ですか。

○C委員

委託された園でということ。それは新聞報道ですから、私が見たわけでもないですけれども、そういう報道があったのは事実ですね。

○会長

今のご発言の中で、今まで公立を増やしてほしい、公設公営で増やしてほしいというご発言をなさっていることと、それから、公立、私立の保育の質に関して、具体的にどちらの質がいいという気持ちはない、今までもないとおっしゃっていたわけですが、結局、今まで公設公営でやってほしいとおっしゃっていたこととの差というのはどういうことなののでしょうか、ということだと思っております。

○C委員

待機児童対策としては、全国の平均よりも10ポイントも認可保育園が少ないという中では、

認可保育園できちんと待機児対策をするべきではないかと考えています。そして、公立ということと言うと、この間、私立保育園がどんどん増える中で、今6対4という比率になっています。発言の中でもありましたように、公立保育園がこういう保育をしている、それを自治体の職員として発信するという役割もあります。

そういう中で、6対4という比率がこれ以上下がるということでの危機感みたいなものは持っていますので、今後、認可保育園を建てるときには、公立保育園を建てて、その比率が6対4から落ちないのが私としては一番いいのではないかという意見を申し上げました。

○会長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○K委員（有識者）

2点あります。1点は、今日出していただいた資料2に絡むものです。子育てにかかわって支援が必要な家庭に対して、どのような支援をしていったらいいかというときに、前回は議論したと思いますが、公立保育の役割や果たすべき課題があります。この資料を見ても、例えばひとり親家庭で、仕事を探しているけれども、子どもを預ける場所がないので仕事が見つからないという状況が負の循環を生んでいるところでは、例えば求職に関しては、この時間帯、お子さんを預かれますよというようなシステムがあることによって、自立に向かう支援ができると思います。しかし、保育所に入るための加点はしますけれども、それでは足りないので、ここではちょっと受けられませんというレベルのところまで止まってしまうと、実際にひとり親家庭を支援しようという仕組みが、やはりどこか不全なままになってしまうのではないかなと感じております。

そういう意味では、発達支援児を抱えていて、通所施設に通ってはいるけれども、たまに子育てのリフレッシュのために預かってもらえるところがあればというニーズもあると思います。そういうものにうまく対応できる仕組みを保育のあり方の中で検討していくことが必要かと感じました。

もう1点は、やはりショッキングでしたけれども、今日耐震化の問題で、ここ27年までの数年の間に18園の保育園の耐震化の問題を市がクリアしなければならないのだと。なおかつ、今保育を必要としている子どもたちへのサービスを低下させない形でこの課題をクリアすることは、改めてお金の問題だけではなく、ものすごく大変なことだなと感じました。それにはどこどこだけのことを検討するのではなくて、やはり総合的に船橋市の子どもたちの保育をきちっと考えていくこういう会の中で検討されることが重要なのだと思っております。

今までの議論でもありましたが、船橋市の中で子どもたちの保育を担っているいろいろな人たちがここに集まっていて、偏見のない意見をきちっと重ねることによって、これからの方向を考えていくということがものすごく大切です。私は公立の保育所も私立の保育所も見学させていただきましたが、やはりいろいろな限界の中でも子どもたちへの思いを最大限に生かして、環境整備をしていこうという熱意はどこでも感じられましたし、保育に関する取り組みもかなり敬意を払えるものだったと思っております。そういう視点に立って、これからもあり方について検討していけたらと思っております。

#### （4）一次報告について

## ○会長

ほかにいかがでしょうか。

今、皆さんからかなりご意見をいただきました。今までの議論の中で、皆さんがそれぞれの場で感じていらっしゃる問題意識、課題意識を基に私が提案させていただいた今の船橋の中での課題を5つの柱で議論させていただいて、結果として、市が最初に論点として出してこられた公私立の役割、保育の質の向上、そして、公立保育園の民営化に集約されていくような形での議論を進めてまいりました。

もちろん限られた時間ですので、完全にここで議論が煮詰まるということはなかなかあり得ないと思うわけです。ただ、今まで船橋でやったことがない、子育てあるいは子どもの育ちにかかわっている人たちの多くの現状を、ここで集約することができたかと思っております。

今、お話をいただく中で、非常に調整しなければいけないと感じていることもあるのですが、あと残された回数が2回です。その中でやらなければならないことがありますので、この論点を具体的に第一次報告としてまとめ上げていく段階で、もう一回皆さんと議論していきたいと思っています。つまり、今まではそれぞれがノーペーパーの中で議論をしているわけですが、文章化されたものがないという形で議論していかなければなりませんので、そこでもう少し時間を取りたいと私自身としては思っているわけです。

ここは、実は秋からまた第2期の議論を予定しているので、第一次のこの委員会の中で結論を出したいことは、事務局から出されている3つの論点で、私はいくつかの論点としての違いというものは明確にできてきたと思っております。その違いが、具体的に一体どの立場で最終の報告書を書くかによっては、随分変わってくると思うわけです。

ただ、ここは当然ですが、議会でも何でもありませんので、決を採れる場ではないと私自身考えております。ですから、ここでの議論がどういうものであったか、ここでの大勢がどういうものであったか、そして、少数意見として例えばこういうものがあつたということ、これはどの場でも具体的には書かせていただいて、最終結論としては、やはり行政にこの審議の状況をきちんとお伝えする。そして、判断を求めていくということをしなければならない。ただし、その判断を求めていくときに、私どものこの委員会がこのような形で議論してきたものを最大限尊重していただきたいということを申し上げていくことが、多分、最終の報告書に求められている私の役割だろうと思っているわけです。

ここから今後の議論の進め方、そして、特にどのように第一次報告を書き込んでいくのかということについて、具体的に皆さんのご意見をちょうだいしたいと思っております。特に私のほうでできることが限られていましたので、資料11をご覧くださいませでしょうか。資料11は、毎回資料として提示している皆様方のご意見をもう少し総括的にわかりやすく書いたものです。具体的には、現状と課題、意見という形で各項目のところを事務局にご協力いただきながら私とで書き込んできたものがこれです。量的には、恐らくこれにあと市の現状が出てきて、そして、第一次報告になるのではないかと考えております。

今日は4までのところまでしか議論できておりませんし、総括的に4のところまでの議論についても加えなければなりませんけれども、最終のところ、事務局からいただいた3つの柱について、そういったことを含めて最後のところを書かせていただいて、第一次報告みたいな形にしていくというのが、私が会長としての皆さんへの提案でございます。これを次回のときまでにもう少し精査をしまして、このような形で出させていただくということを考えておりますが、これについてのご意見をいただきたいと思います。

## ○C委員

聞き逃していたら申しわけないのですが、今、先生がおっしゃった一次報告作成資料というのは、5つの柱になっているかと思いますが……

## ○会長

34ページのところがまだ5の柱として書いていないことと、それから、今日議論した1から4までの追加の議論をしていますので、それをこの中に書き込むこと。そして、事務局からの1から3までの要望に対してこちらの議論したことを加えること。そういう形になります。

皆さんがイメージされていたものと全く違う、あるいは、いや、こんな書き方ではだめだというようなことを含めて、これは書きぶりの問題なので、全く提示しない状態で次回パッと出すというのでは、余りにも会長としての責を負えないと思ったので、今日事務局との調整の中で、このような状態を出していいのかどうかということについても大変迷ったのですけれども、まだ途中の段階で出させていただいたというのがこれでございます。ご意見をいただきたいと思います。

少し特徴を申し上げさせていただくと、例えば30ページ、「保育所に希望しているが入園できない待機児への効率的な対応」の「意見」で、例えば保育制度の見直しで、保育所入所基準・一時保育の制度の再検討、あるいは、さまざまな利用形態で不足している保育の枠をシェアする方法を考えるということに対して、反対の意見というのがあった。また、この上記の意見に反対があったと、このような書きぶりで行くということでございます。

もちろん、これについて事前に皆さんにお送りさせていただいて、その上でこれを2回にわたって議論していくことになると思います。内容的にはまだ言葉の精査とか何かあるかもしれませんが、このような書きぶりで行かがでしょうかということでございます。余り量を増やしても、中身がわからなくなってしまうので、できる限り文章としては短いものに仕上げたいと思っていますので、こういうことをやりながら皆さんと手を入れていくことになると思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、このような書きぶりで行くということでございます。

それで、先ほど申し上げましたけれども、次回、この保育のあり方について、第一次報告についての検討をさせていただく。そして、次、8月12日に予定されていますけれども、そこで第一次報告について確定させていただくというふうを考えております。このような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

最後の、特に事務局から出されている3つの柱に対しての意見をこの中でどのように書き込んでいくかということについては、1回から4回、あるいは第1から第5までの柱の中から、逆に1から3の事務局からの要請について、もう一回作り直すということもしてみないと、どのように答申が出せるかというのが私にはまだイメージとしてあるわけではありません。少なくとも次回のときまでには事前に皆さんにお送りさせていただいて、このような書きぶりの中から最後の第一次報告を出させていただくと考えております。よろしいでしょうか。

それでは、皆様のご了解をいただけたということで、このような形で進めさせていただこうと思っています。

それでは、最後になりますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

## ○事務局



次回について、今後の予定ですけれども、次回は7月15日木曜日、午前9時30分より、今日と同じ第1会議室にて開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

○会長

それでは、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。次回は第1次報告案についての検討に入りますので、ぜひ皆様のご意見をそこに重ねていただきますように、よろしくお願したいと思います。

11時19分閉会